

## 石川町公告 第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び石川町財務規則（昭和58年石川町規則第17号。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成30年7月17日

石川町長 加納 武夫

### 記

#### 1 入札に関する事項

- (1) 工事番号 教30第13号
- (2) 工事名 石川中学校調理場建設工事
- (3) 工事箇所 石川町大字双里字川向地内
- (4) 予定工期 契約締結の日から平成31年6月17日まで（※債務負担行為設定事業）
- (5) 工事概要 調理場 延床面積316.90㎡  
建築工事、電気設備工事、機械設備工事 ほか
- (6) この工事は、施行令第167条の10第2項の規定に基づく、最低制限価格を設定する。

#### 2 入札執行日時等

- (1) 入札日時 平成30年8月7日（火）午後2時00分
- (2) 入札場所 石川町役場 第一・第二委員会室（3階）
- (3) 入札回数 2回までとする。
- (4) 入札の執行
  - ア 郵便による入札は認めない。
  - イ 入札者は、入札参加資格確認通知書を提示するとともに、初度の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。  
なお、工事費内訳書を提出しなかった場合は、無効とする。
  - ウ 入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。

#### 3 入札参加資格の条件

入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

- (3) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の建築工事に登録され、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 福島県県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）及び県南地区（白河市、西白河郡、東白川郡）内に本・支店または営業所を有する者。
- (5) 建築一式工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者を、監理技術者として工事現場に専任配置できること。
- (7) 平成20年度以降、元請として延床面積300㎡以上の鉄筋コンクリート造の新築・増築・改築工事の実績を有する者であり、かつ、最新の建築工事に係る「経営事項審査結果通知書 建築一式」の総合評定値が800点以上であること。

#### 4 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札参加を希望する者は、石川町制限付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条に基づき、次の書類を地域づくり推進課管理係に提出するものとする。
  - ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）
  - イ 同種工事の施工実績書（様式第3号）
  - ウ 配置予定技術者等の資格・経験通知書（様式第4号）
  - エ 特定建設業許可通知書の写し
  - オ 経営事項審査結果通知書の写し
  - カ 福島県県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）及び県南地区（白河市、西白河郡、東白川郡）内に本・支店または営業所を有することを証明する写し
  - キ 長形3号封筒1通（参加資格結果通知等の送付用、82円切手を貼付し送付先を明記したもの。）
- (2) 申請書の配付・受付
  - ア 受付期間 平成30年7月17日（火）から平成30年7月27日（金）まで  
（土曜日、日曜日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）
  - イ 受付場所 地域づくり推進課管理係（石川町役場 2階）
  - ウ 受付方法 持参提出（郵便等によるものは受け付けない。）

#### 5 設計図書等の閲覧（貸出）

入札参加資格確認申請書の受付終了後、設計図書等の閲覧（貸出）は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧（貸出）場所 石川町教育委員会教育課（石川町役場 3階）
- (2) 閲覧（貸出）期間 平成30年7月17日（火）から平成30年7月27日（金）まで  
（土曜日、日曜日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）
- (3) 閲覧及び貸出  
入札参加資格確認申請書の提出後、設計図書等の閲覧ができるほか、見積に使用する場合に限り、電子媒体（CD-R）による設計図書等の貸出を受けることができる。

## 6 質問書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、入札設計図書等に関する質問回答等取扱要領に基づく質問書を持参またはFAXで提出すること。

- (1) 提出場所 石川町教育委員会教育課総務係（FAXの場合は 0247-26-1638）
- (2) 提出期限 平成30年7月26日（木）正午まで
- (3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成30年8月1日（水）正午までに、質問者及びその他の入札参加資格確認申請書提出者にFAXにより行う。

## 7 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の確認結果については、入札参加資格確認通知書（実施要綱様式第8号）により通知する。平成30年7月31日（火）発送。
- (2) 入札参加資格確認通知書で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、平成30年8月2日（木）午後3時までに地域づくり推進課管理係に説明を求める書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。
- (3) 町は、入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて説明を求められたときは、平成30年8月3日（金）に書面により回答する。

## 8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札

## 9 入札保証金の納付

免除とする。

## 10 契約保証金の納付

契約を締結しようとするものは、石川町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納め、又は契約保証金に代わる担保となる有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、石川町が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証券を提出しなければならない。

但し、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除する。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

## 11 地元企業等への受注機会の拡大

- (1) 本工事の施工に際し、下請契約を締結する場合は、原則として、石川町内に本・支店又は営業所を有する者を選定又は工事に参加できるよう努めること。
- (2) 本工事の施工に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、石川町内に本・支店又は営業所を有する者を基本として選定又は工事に参加できるよう努めること。

## 12 その他

### (1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 契約の締結

契約は、石川町工事請負契約約款を適用する。

### (3) 契約の成立

契約は、平成30年8月開催予定の石川町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。なお、否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、石川町は一切その賠償の責に任じないものとする。

### (4) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2により、契約に当たっては有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限切れ事業者とは契約することができないので注意すること。

### (5) 石川町財務規則、石川町工事請負契約約款及び実施要綱等については、町ホームページで確認すること。

（町ホームページURL <http://www.town.ishikawa.fukushima.jp>）

### (6) 本公告に係る様式については、地域づくり推進課管理係で受取るか、町ホームページに掲載されている実施要綱よりダウンロードして使用すること。

### (7) 問い合わせ先

#### ア 入札について

地域づくり推進課管理係 電話0247-26-9115

#### イ 工事等について

教育委員会教育課総務係 電話0247-26-9135